### 法第3条関係

# 有害物質使用特定施設の使用廃止時の調査義務(法第3条第1項)

有害物質使用特定施設<sup>※</sup>の使用を廃止した場合には、その土地の所有者、管理者、又は占有者(以下「土地所有者等」という。)は、当該工場又は事業場の敷地の土壌汚染状況調査を行い、長野県知事等へ報告しなければならない。

※水質汚濁防止法第2条第2項に規定する特定施設であって、特定有害物質をその施設において製造し、使用し、又は 処理するもの

#### ■手続きの流れ

### 土地所有者等

指定調査機関による土壌 汚染状況調査を実施

> 有害物質使用特 定施設の廃止等 の日から120日以 内に報告

### 県、長野市、松本市

要措置区域 形質変更時要届出区域 指定

※指定基準超過の場合のみ



### 法第3条関係

有害物質使用特定施設の使用廃止時の調査義務の一時免除の確認申請 (法第3条第1項ただし書)

有害物質使用特定施設の使用の廃止に伴い、土壌汚染状況調査義務が発生した場合であっても、その対象となる土地について、予定されている利用の方法からみて土壌汚染による健康被害が生ずるおそれがない旨の長野県知事等の確認を受けた場合には、<u>調査義</u>務は、一時的に免除される。

ただし、土地の利用方法が変更され(事前の変更届が必要。)、調査義務の一時免除の確認が取り消された場合には、再度調査義務が発生する。

■手続きの流れ

#### 土地所有者等

調査一時免除(法第3条第 1項ただし書)に係る確認 申請書を提出

<u>調査一時免除</u>

## 県、長野市、松本市

規則第16条第3項各号に該当することを確認した場合

工場、事業場の敷地として利用 され、関係者以外立ち入ること ができない等

